

県中地方・地域産業6次化推進会議 設置要領

第1 設置

県中地方における「ふくしま 地域産業6次化戦略」に基づく振興方策を検討するとともに、これを推進するため「県中地方・地域産業6次化推進会議」（以下「推進会議」という。）を置く。

第2 推進会議の業務

- 1 「ふくしま地域産業6次化戦略」の振興方策の検討・協議
- 2 地域産業6次化に関するネットワークの運営に関する事
- 3 地域産業6次化に関する情報の共有及び発信に関する事
- 4 その他、地域産業6次化の推進に必要な事項に関する事

第3 組織

- 1 推進会議は、別表1に掲げる組織をもって構成する。
- 2 推進会議に会長を置く。
会長は、県中農林事務所長をもって充てる。
- 3 推進会議に事務局長及び副事務局長を置く。
事務局長は、県中農林事務所企画部長をもって充てる。副事務局長は、県中地方振興局企画商工部長をもって充てる。
- 4 必要に応じて、推進会議の会議にオブザーバーとして別表1の構成員以外の者を招集することができる。
- 5 推進会議の下部組織として「県中地方・地域産業6次化推進チーム」を設置する。なお、構成員は別表2のとおりとする。

第4 招集

会議は会長が招集するとともに会議を主宰する。

第5 庶務

推進会議の庶務は、福島県県中農林事務所企画部地域農林企画課において処理する。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成22年6月29日から施行する。

- 2 この要領は、平成28年6月14日から施行する。
- 3 この要領は、令和元年6月21日から施行する。
- 4 この要領は、令和2年7月2日から施行する。
- 5 この要領は、令和3年4月26日から施行する。

別表 1

所属
福島県中小企業団体中央会 郡山事務所
郡山商工会議所
須賀川商工会議所
県中地区商工会連絡協議会
福島さくら農業協同組合 本店
〃 郡山地区本部
〃 たむら地区本部
夢みなみ農業協同組合 本店
郡山市
須賀川市
田村市
鏡石町
天栄村
石川町
玉川村
平田村
浅川町
古殿町
三春町
小野町
福島県県中地方振興局企画商工部
福島県県中農林事務所
〃 企画部
〃 農業振興普及部
〃 森林林業部
〃 田村農業普及所
〃 須賀川農業普及所
福島県県産品加工支援センター

別表 2

所属	
	株式会社ライフロール
	福島県県中地方振興局企画商工部
	福島県県中農林事務所企画部
〃	農業振興普及部
〃	森林林業部
〃	田村農業普及所
〃	須賀川農業普及所